

<企画課社会参加推進室>

1 障害者の社会参加促進事業について

障害者が住み慣れた地域で自立し、積極的に社会参加できる環境を整備することは極めて重要である。このため、従来よりその推進にご尽力いただいているところであるが、平成15年度における障害者の社会参加促進事業については、以下の方針により実施することとしているので、各実施主体の実情に応じた積極的な取組をお願いする。

(1) 障害者社会参加総合推進事業

ア 基本事業

平成15年度予算(案)においては、これまで行ってきた障害者生活訓練・コミュニケーション支援等事業と「障害者の明るいくらし」促進事業を統合するとともに、メニュー内容の見直しを図り、「障害者社会参加総合推進事業」として統合・再編することとした。

内容はこれまでどおり、生活訓練、コミュニケーション手段の確保、情報支援、スポーツ振興支援、啓発広報等、障害者が地域において共に暮らし、また、生活の質的向上を図るために重要な事業を行うこととしている。

なお、統合・再編に併せ、都道府県が主体となって行う事業と市町村が主体となって行う事業の再整理を図り、市町村の障害者社会参加促進事業に対する積極的な取組を促したいと考えている。

(ア) 手話通訳関係事業について

手話通訳関係事業については、従前よりご尽力いただいているところであるが、平成15年度から支援費制度が開始されることも踏まえ、聴覚障害者等への的確な情報提供の観点から、手話通訳の養成及び派遣事業について、一層、積極的な取組をお願いする。

また、手話通訳設置事業については、聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を図るため、手話通訳を行う者を都道府県本庁及び福祉事務所等公的機関に設置することとされているものであるが、未設置の都道府県・指定都市におかれては、その設置に配慮をお願いする。

具体的な設置については、それぞれの公的機関に設置することが望ましいが、特定の場所に常設することが困難な場合には、例えば、都道府県の聴覚障害者団体に手話通訳者を配置し、その者が必要に応じて公的機関に赴く等、創意工夫による設置を検討されたい。

なお、市町村障害者社会参加促進事業における手話通訳設置事業についても同様であるので、管下市町村に対し、助言指導をお願いする。

また、手話通訳の設置に当たっては、できる限り通訳技術の高い者を選任するよう、特段の配慮をお願いする。

(イ) 身体障害者補助犬育成事業について

身体障害者補助犬法の施行に伴い、盲導犬はもとより、介助犬及び聴導犬についても、障害者の社会参加の促進のため、良質な補助犬の育成に努める必要がある。このため、平成15年度からは、盲導犬育成事業を身体障害者補助犬育成事業とし、盲導犬に加え、介助犬及び聴導犬も育成対象とすることとしているので、積極的な取組をお願いする。

また、介助犬及び聴導犬の育成に当たって留意すべき事項について、次の内容を事業実施要綱へ盛り込む予定である。

- ① 使用予定者の適性、ニーズ評価等について身体障害者更生援護施設等の意見を求めるなど十分な調査を行い、必要性を把握すること。
- ② 訓練の委託を受ける訓練事業者は、社会福祉法人、民法(昭和29年法律第89号)第34条に基づく公益法人及び特定非営利活動法人(NPO)であること。
- ③ 訓練のみならず指定法人による認定が終了したことを確認した後に、訓練費用を支出すること。
- ④ 訓練費用には指定法人による認定料も含まれるものであること。なお、基礎訓練及び介助(聴導)動作訓練は、訓練事業者において行われるが、合同訓練について身体障害者更生援護施設等が同時に実施した場合の当該合同訓練費用及び指定法人の認定費用については、都道府県・指定都市から各々へ直接支払って差し支えないこと。

(ウ) 市町村障害者支援事業について

本事業については、現在、「市町村障害者社会参加促進事業」において実施されている事業をまとめたものであり、市町村における障害者社会参加促進事業が未実施の間、必要に応じて都道府県が実施できるようにしたものである。

したがって、その実施にあたっては、市町村、関係団体等と十分な連携を図って実施されたい。

なお、当分の間、市町村が当該事業を実施済である場合においても、その実施状況等を踏まえ、都道府県による実施が適当と認められる特別な事情がある場合には、実施することができることとする予定である。

イ 盲ろう者向け通訳・介助員派遣試行事業

盲ろう者に対する施策として、平成12年度より通訳・介助員の派遣等を行う事業を実施しているところであるが、各都道府県・指定都市における取組を支援するため、平成15年度予算(案)においては、実施箇所数を35県・市とする予定である。

現在、未実施の都道府県・指定都市については、社会福祉法人全国盲ろう者協会が行う「盲ろう者向け通訳・介助者派遣事業(社会福祉・医療事業団助成事業)」が実施されているところであるが、この事業の予算は限られているため、速やかに事業の直接実施に向けて必要な予算を確保するようお願いする。

なお、本事業の国庫補助に当たっては、派遣対象者、派遣事由、手当額、事業の実施方法等について、盲ろう者団体等の意見を踏まえた上で、各都道府県・指定都市の実情に即した積極的な取組をお願いする。

ウ 障害者の情報バリアフリーの推進

情報通信技術(I T)の活用の推進については、政府が一体となって取り組んでいるところであるが、障害者施策においても、情報通信技術の利用機会や活用能力の格差(デジタル・ディバイド)是正の観点から、障害者の情報バリアフリーを推進しているところである。このため、平成13年度より「障害者情報バリアフリー化支援事業」、平成14年度より「パソコンボランティア養成・派遣事業」及び「パソコンリサイクル事業」を実施しているところである。

平成15年度においては、このような事業を有機的に結びつけ、効果・効率性を確保するとともに、ボランティアの活動支援、専門性をもった利用相談、I Tに関する情報提供等を行う総合的、一元的なサービス拠点としての「障害者I Tサポートセンター」運営事業に対する補助を予定しているので、積極的な取組をお願いする。

障害者I Tサポートセンター運営事業の概要

1 障害者I Tサポートセンターの設置・運営

(1) 設置

都道府県・指定都市は、都道府県障害者社会参加推進センター等、適当な障害者福祉団体等に、障害者I Tサポートセンターを設置するものとする。

(2) 運営

障害者I Tサポートセンターの運営は、設置した障害者福祉団体等に委託するものとする。

2 事業内容

障害者の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るための総合的なサ

ービス提供拠点として、障害者 I Tサポートセンターを設置・運営し、概ね次のような内容の事業を行う。

(1) I Tに関する利用相談

パソコン等情報通信機器の利用方法や支援機器の提案、パソコン利用による在宅就労等の起業相談等あらゆる相談に応じる。

(2) I Tに関する情報提供等

パソコン等情報通信機器の展示、体験実習を行うとともに、インターネットにより機器の紹介や雇用事例等の情報を提供する。

(3) パソコンボランティアの活動支援

ボランティア活動中の疑問や助言方法等に関するアドバイスをを行うとともに、資質の維持、向上を目的とした研修等を行う。

(4) その他

パソコンボランティア養成・派遣事業、パソコンリサイクル事業、パソコン教室の開催等、I T関連事業の受託実施等を行う。

3 留意事項

(1) 障害者等からのあらゆる相談に応じられるよう、関係団体、民間企業等との連携を密にするとともに、I Tに関する情報収集に努めること。

(2) パソコン等情報通信機器の体験実習が効果的に行えるよう、可能な限り多種の情報機器を備えるとともに、インターネット等を活用し、I Tに関する情報提供に努めること。

(3) パソコンボランティアへのアドバイス、パソコンボランティア間の連携を図るための連絡調整会の開催等パソコンボランティアの活動を積極的に支援するとともに、資質の維持、向上に努めること。

(4) I T関連事業を有機的に結びつけ、各事業が総合的、効果的、効率的に実施できるよう留意すること。

障害者社会参加総合推進事業基本事業（メニュー事業）の内容

I 必須事業

- 1 都道府県障害者社会参加推進センター設置事業
- 2 「障害者110番」運営事業
- 3 相談員活動強化事業

II 選択事業

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none">4 身体障害者補助犬育成事業5 生活訓練等事業<ol style="list-style-type: none">(1) 生活訓練事業(2) 音声機能障害者発声訓練、指導者養成事業(3) 家族教室等開催事業6 情報支援等事業<ol style="list-style-type: none">(1) 点字による即時情報ネットワーク事業(2) 奉仕員養成・研修事業(3) 手話通訳者養成・研修事業(4) 盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成・研修事業(5) 手話通訳設置事業(6) 字幕入りビデオカセットライブラリー事業(7) 点字・声の広報等発行事業7 移動支援事業<ol style="list-style-type: none">(1) 指定居宅介護事業者情報提供事業(2) 手話通訳者派遣ネットワーク事業 | <ol style="list-style-type: none">8 スポーツ・芸術活動等振興事業<ol style="list-style-type: none">(1) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業(2) スポーツ指導員養成事業(3) 芸術・文化講座開催等事業9 普及啓発事業<ol style="list-style-type: none">(1) 社会資源活用情報等提供事業(2) 障害に関する正しい知識の普及啓発事業10 市町村障害者支援事業<ol style="list-style-type: none">①奉仕員派遣事業②手話通訳者派遣事業③自動車運転免許取得、改造助成事業④地域生活アシスタント事業⑤本人活動支援事業⑥家族相談員紹介事業⑦ボランティア活動支援事業⑧ピアカウンセリング事業 |
|---|---|

(2) 市町村障害者社会参加促進事業

ア 障害者に最も身近な市町村（5万人以上の市、5万人程度の広域圏）において障害者の社会参加を促進するため、平成7年度より計画的に市町村障害者社会参加促進事業を実施している。

今後とも、全国の市町村において実施できるよう着実な推進を図っていくこととしており、平成15年度においては40ヶ所の増を図ることとしている。

また、これまでの取組や近時の課題なども踏まえ、メニュー内容の充実、広域実施促進のための連絡調整事業の創設、一体的な取組による効果的な実施を確保する観点からのバリアフリーのまちづくり活動事業の統合といった改善を図り、障害者の一層の社会参加促進を図ることとしているので、積極的な取組に関し、管下市町村への助言指導をお願いする。

イ この事業のメニューには、市町村が主体となって行う事業を掲げているところであり、今後とも、市町村において、その需要に見合った事業実施をできるよう助言指導をお願いする。

また、複数の市町村が共同して事業を実施する際に必要となる連絡調整を図るための事業として、新たに広域実施連絡調整事業を設けることとしているので、広域的取組が積極的に行われるよう配慮をお願いする。

市町村社会参加促進事業基本事業（メニュー事業）の内容

- 1 地域生活支援事業
 - (1) 生活訓練事業
 - (2) 地域生活アシスタント事業
 - (3) 本人活動支援事業
 - (4) 家族相談員紹介事業
 - (5) ボランティア活動支援事業
 - (6) ピアカウンセリング事業
 - (7) 福祉機器リサイクル事業
- 2 情報支援等事業
 - (1) 奉仕員派遣等事業
 - (2) 手話通訳設置事業
 - (3) 手話通訳者派遣事業
 - (4) 点字・声の広報等発行事業
- 3 移動支援事業
 - (1) 自動車運転免許取得、改造助成事業
 - (2) 重度身体障害者移動支援事業
- 4 スポーツ・芸術活動等振興事業
 - (1) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
 - (2) 芸術・文化講座開催等事業
- 5 広域実施連絡調整事業

2 身体障害者補助犬法の円滑な施行について

昨年10月に施行された身体障害者補助犬法については、啓発・広報等の面でご協力いただいているところであるが、平成15年4月からは、介助犬や聴導犬の訓練事業が第二種社会福祉事業と位置付けられること、また、平成15年10月からは、不特定かつ多数の者が利用する施設においても身体障害者補助犬の同伴を拒めないものとされるので、今後とも円滑な施行について、ご協力をお願いします。

(1) 事業開始の届出

身体障害者福祉法の改正により、平成15年4月からは、介助犬や聴導犬の訓練事業については、同法第26条の規定による届出が必要となる。届出事項については、今後身体障害者福祉法施行規則で定めることとしているが、その内容は下記の①～⑨とする予定であるので、内容の確認等適正な対応をお願いします。また、必要な場合は調査及び指導をお願いします。

<第二種社会福祉事業(介助犬及び聴導犬訓練事業)の届出に関する留意事項(案)>

○ 届出書類

- ① 事業の種類及び内容
- ② 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- ③ 定款、その他の基本約款
- ④ 職員の定数及び職務の内容
- ⑤ 主な職員の氏名及び経歴
- ⑥ 事業を行おうとする区域
- ⑦ 施設の名称、所在地
- ⑧ 事業開始の予定年月日
- ⑨ 収支予算書及び事業計画書

事業開始の届出を受けた場合には、介助犬、聴導犬を訓練する体制について、身体障害者施行規則第2・3条に従うとともに、「訓練基準に関する検討会報告書」も参考にして、以下の項目について確認を行うこと。

- ・ 訓練に従事する者
- ・ 訓練場所
- ・ 専門職との協力体制
- ・ 犬の確保方法
- ・ 犬の保健衛生の確保体制
- ・ 再訓練の実施体制

(2) 社会福祉法人認可申請

介助犬・聴導犬訓練事業が第二種社会福祉事業に位置付けられたことにより、当該訓練事業の経営を目的として訓練事業者による社会福祉法人設立認可の申請が行われることとなるので、「社会福祉法人の認可について(平12.12.1付都道府県宛障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)」に基づく適切な審査及び指導をお願いする。

また、介助犬や聴導犬の訓練事業を目的とした社会福祉法人の設立については、良質な介助犬及び聴導犬の育成を促進する観点から、次のような資産要件の緩和等を検討しているところである。

介助犬訓練事業・聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を
設立する場合の資産要件の緩和等について（案）

- 次に掲げる要件を満たしていれば、1,000万円以上に相当する資産を基本財産とすることで足りる。
 - ① 5年（NPOの場合又は当該補助犬訓練事業の事業所の所在地の市町村長が法人格を取得することについて推薦をした場合においては3年）以上にわたって事業経営の実績を有していること。
 - ② 地方公共団体又は民間社会福祉団体からの委託又は助成を受けているか、

あるいは過去に受けていたことがあること。

- ③ 一の都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。
- 介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業のみを行うこととする。
- 公益事業及び収益事業については、所轄庁が当該法人の行う補助犬訓練事業に支障がないと認める場合に限り可。

(3) 身体障害者補助犬に関する相談及び苦情対応

訓練事業者には、第三者委員を含む苦情処理体制を整えることが望ましいものであること。

社会福祉事業としての訓練事業等に関する相談・苦情が寄せられた場合は、社会福祉法に基づく福祉サービスに関する苦情解決の仕組み（申出の内容に応じて、事業者段階、運営適正化委員会及び直接監査のいずれかを選択すること）により、解決を図られたい。

3 障害者スポーツ・文化芸術活動の推進について

(1) 障害者スポーツの推進

ア 近年、障害者スポーツは、地域の中で確実に普及し、パラリンピックに代表される様々な競技大会により、広く国民の関心を集めるものとなってきている。

このような状況の下、これからの障害者スポーツについては、スポーツが生活をより豊かにするという視点に立ち、生活の中で楽しむことができるスポーツ、さらに競技性を加味したスポーツとして意義づけ、障害者全体のスポーツの振興を図っていく必要がある。

これを踏まえ、平成13年度からは、従前の身体障害者と知的障害者のスポーツ大会を統合し、「全国障害者スポーツ大会」として開催しているところであるが、大会実施競技のあり方について、障害者全体のスポーツの振興という観点から、今後、必要な検討を行いたいと考えている。

また、障害者基本法に基づき昨年12月24日に閣議決定された新たな「障害者基本計画」においては、障害者スポーツの振興について、財団法人日本障害者スポーツ協会を中心として進めることとされたところである。

今後も、競技選手の育成強化、指導員の養成等、障害者スポーツの基盤事業については、同協会を中心として進めることとしているので、各都道府県・指定都市におかれては、同協会をはじめ管下障害者スポーツ関係団体等との十分な連携を図り、障害者スポーツの一層の振興に努められたい。

イ 地域における障害者スポーツの振興という観点から、障害者の身近なところでスポーツを指導する障害者スポーツ指導員を活用することが不可欠である。専門的知識・技能を身につけたこれらの者を養成することにより、障害者がスポーツと接する機会の増加を図り、地域における障害者スポーツの振興に寄与することが期待される。障害者スポーツ指導員については、従来より初級スポーツ指導員及び中級スポーツ指導員の養成に尽力いただいているところであるが、障害者社会参加総合推進事業により、今後とも引き続きその養成に努められたい。

また、都道府県・指定都市の障害者スポーツ協会は、地域における障害者スポーツの振興を図るうえで中核的な役割を担っており、今後ともその組織づくりについて積極的に取り組まれたい。

(2) 障害者スポーツ大会の開催

ア 全国障害者スポーツ大会

平成15年度における標記大会が次のとおり開催される予定であるので、各都道府県・指定都市におかれては、選手団の派遣等についてご配意願いたい。

当該大会への都道府県・指定都市選手団の参加申込期限は、第3回全国障害者スポーツ大会実行委員会事務局宛・平成15年6月30日(月)必着とするので、了知されたい。また、当該申込期限の厳守についてご尽力願いたい。

なお、当該大会における各都道府県・指定都市の個人競技選手参加枠は別紙のとおりであるので、了知されたい。

○ 第3回全国障害者スポーツ大会（「わかふじ大会」）

会 期：平成15年11月8日(土)～10日(月)

主 催：厚生労働省、静岡県、(財)日本障害者スポーツ協会 他

開催地：静岡市、浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、浜北市

イ 国際大会

平成15年度においては、以下の国際大会が次のとおり開催される予定である。については、各都道府県・指定都市におかれては、選手の育成、強化及び派遣に係わる便宜の提供等について格段のご配慮を願いたい。

○ 国際視覚障害者スポーツ協会世界選手権大会

会 期：平成15年8月2日(土)～12日(火)

開催地：カナダ ケベック市

主 催：国際視覚障害者スポーツ協会（IBSA）

○ 国際ストーク・マンデビル車椅子世界競技大会

会 期：平成15年10月25日(土)～11月1日(土)

開催地：ニュー・ジーランド クライストチャーチ市

主 催：国際ストーク・マンデビル車椅子スポーツ連盟（ISMWSF）

○ 第7回アジア太平洋ろう者競技大会

会 期：平成16年3月9日(火)～18日(木)

開催地：クウェイト国 クウェイト市

主 催：アジア太平洋ろう者スポーツ連合

(別紙)

第3回全国障害者スポーツ大会
都道府県・指定都市別個人競技参加枠割当数

都道府県(市)	個人競技参加枠割当数			都道府県(市)	個人競技参加枠割当数		
	身体	知的	合計		身体	知的	合計
北海道	32	43	75	鳥取県	8	11	19
青森県	12	19	31	島根県	9	14	23
岩手県	12	17	29	岡山県	15	20	35
宮城県	11	16	27	広島県	15	20	35
秋田県	11	16	27	山口県	14	18	32
山形県	11	14	25	徳島県	9	13	22
福島県	16	20	36	香川県	10	13	23
茨城県	17	25	42	愛媛県	13	18	31
栃木県	13	20	33	高知県	20	28	48
群馬県	13	19	32	福岡県	19	27	46
埼玉県	30	47	77	佐賀県	9	16	25
千葉県	20	31	51	長崎県	14	21	35
東京都	57	80	137	熊本県	17	23	40
神奈川県	18	27	45	大分県	13	16	29
新潟県	19	29	48	宮崎県	12	17	29
富山県	13	19	32	鹿児島県	18	24	42
石川県	13	19	32	沖縄県	11	18	29
福井県	12	17	29	札幌市	15	19	34
山梨県	9	12	21	仙台市	7	12	19
長野県	19	27	46	さいたま市	12	19	31
岐阜県	18	27	45	千葉市	7	11	18
静岡県	65	101	166	横浜市	16	25	41
愛知県	25	42	67	川崎市	8	12	20
三重県	16	23	39	名古屋市	17	25	42
滋賀県	10	16	26	京都市	14	18	32
京都府	12	16	28	大阪市	18	24	42
大阪府	31	49	80	神戸市	13	16	29
兵庫県	23	32	55	広島市	9	13	22
奈良県	11	16	27	北九州市	10	16	26
和歌山県	12	14	26	福岡市	9	14	23
				合計	962	1,394	2,356

(3) 文化芸術活動の推進

平成13年度に「障害者芸術・文化祭開催事業」を創設し、全国規模で障害者の芸術・文化活動を振興することとしたところであり、また、新たな「障害者基本計画」においても、文化芸術活動の振興が明記されたところである。

昨年12月、岐阜県において第2回芸術・文化祭を開催したところであり、第3回は東京都で開催される予定となっている。これに関する詳細は別途通知することとしているので、開催及び作品募集等の周知について、特段のご協力をお願いする。

なお、本事業については、都道府県持ち回り式で毎年一回、障害者芸術・文化祭を開催するものであるので、平成16年度以降の開催について、積極的なご検討をお願いしたい。

4 補装具給付事業の円滑な実施について

(1) 給付事務の適正実施

補装具は、失われた身体部位や損なわれた身体機能を補完又は代償する用具であり、身体障害者・児の自立と社会参加に大きく影響を与える特性を有するものであることから、その給付(交付・修理)については、適正に行われることが極めて重要である。

このことを踏まえ、以下について、管下市町村に対して改めて周知徹底をお願いする。

ア 補装具製作者の選定について

市町村が補装具製作者（「補装具交付(修理)券」を取り扱うすべての業者をいう。）と委託契約を締結した上で補装具を給付する場合、業者の選定に当たっては、義肢については、「義肢製作設備基準」（「補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準の改正について」（昭和56年8月29日社更第108号））を参考に、業者の有する設備及び技術等について十分な検証を行う必要がある。

また、装具についても同等の検証が求められるものである。

義肢及び装具に係る装着部位の採型並びに身体への適合については、身体に触れた上で行う行為であり、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)及び義肢装具士法(昭和62年法律第61号)の規定により、医師、看護師等又は義肢装具士の資格を有していない者が業として行うことが禁止されている「診療の補助行為(医師の指示のもとに行う医行為)」に該当する。

よって、義肢及び装具に係る委託業者の選定に当たっては、義肢装具士資格を有する者が採型及び適合を実施する体制にあるかといった点等について、人員配置の観点に基づく検証も重要である。

なお、装具のうち靴型装具の製作に当たって、シューフィッター等義肢装具士資格を有しない者が採型及び適合の行為を行うことは、前述により適当ではないことから、補装具製作者の選定に当たり留意をお願いする。

このほか、義肢及び装具以外の補装具の種目に係る委託業者についても、経歴や実績等を勘案し、安定的かつ継続的に給付の実施が可能であるか等について十分に検討の上、選定する必要がある。

イ 介護保険制度との適用関係について

平成12年度の介護保険制度施行により、高齢障害者等が介護保険制度において貸与される福祉用具と共通する補装具（車いす、電動車いす、歩行器及び歩行補助つえ）の給付を希望する場合には、介護保険制度による保険給付としての福祉用具の貸与が優先されることとなったところである。

しかしながら、介護保険で貸与される福祉用具は、標準的な既製品の中から選択することとなるため、身体状況等からみて既製品では対応できず、身体障害者更生相談所の判定等により、個別に製作する必要があると判断される場合には、補装具給付制度により給付して差し支えないこととしているところである。

当該適用関係については、介護保険制度施行時に「介護保険制度と障害者施策との適用関係について」（平成12年3月24日障企第16号・障障第8号）及び「介護保険制度による福祉用具貸与と補装具給付制度との適用関係について」（平成12年12月25日障企第64号）により示すとともに、その後に開催された会議等においても周知してきたところであるが、依然として、身体障害者法に基づく補装具としての給付が必要である場合の対応が徹底されていない状況にあった。

このことを踏まえ、昨年7月、その取扱いについて解説するパンフレット「介護保険と福祉用具」を配布するとともに、当省ホームページに掲載し、周知を改めて依頼したところである。

高齢障害者等に対する補装具の給付を適切に実施するためには、市町村の身体障害者福祉担当者、介護保険担当者、介護支援専門員、身体障害者更生相談所職員等が適用関係について十分に理解するとともに、相互の密接な連携が必要であることから、改めて管下市町村に対して周知徹底をお願いする。

ウ 紙おむつ支給対象要件の徹底について

ストマ用装具に代えて、紙おむつを支給して差し支えないこととする特例の取扱については、ストマ用装具を補装具の種目として取り入れた昭和59年度に開始し、平成12年度からは、地方分権の趣旨を踏まえた身体障害児に対する補装具給付事務の都道府県から市町村への委譲及び基準外交付に係る厚生大臣協議の廃止により、紙おむつの基準外交付（脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿機能障害又は排便機能障害を有する者に対する支給）を含め、市町村の判断による紙おむつの支給を可能としたところであるが、紙おむつ支給件数が従前に比して激増している状況にある。

身体障害児に対する紙おむつの支給対象要件の遵守及び適正支給について、管下市町村に対して周知徹底をお願いする。

(2) 告示、関係通知等の改正

ア 「補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準」

卸売物価及び民間給与等人件費の動向、補装具製作業者に対する価格調査結果、補装具製作・修理の実態並びに関係団体からの要望等を踏まえ、受託報酬に係る基準額の改定、製作・修理工程の見直し等、所要の改正を行うこととしているので了知をお願いします。

イ 「補装具の種目受託報酬の額等に関する基準に係る完成用部品の指定について」

完成用部品の指定申請のうち、既に審査が終了している義肢用及び装具用の部品に係る指定通知については、年度内に発出することとしている。

なお、座位保持装置用の完成用部品については、審査が終了次第、別途、発出することとしているので、了知されたい。

5 日常生活用具給付等事業の円滑な実施について

(1) 新規種目

平成15年度より、以下の2品目を新たに給付対象種目に取り入れる予定であるので、管下市町村に対して周知をお願いする。

新ア 視覚障害者用活字文書読上げ装置

【性能】

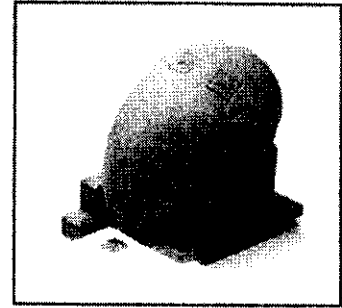
活字と同一紙面上に掲載された、当該活字をコード化した情報を読み取り、当該活字情報を音声により伝える機能を有するもの

【給付対象者】

視覚障害2級以上

【基準額】

115,000円



本種目は、これまで、重度の視覚障害者が情報を入手するための手段とはなり得なかった活字印字の紙媒体を、晴眼者と等しく視覚障害者が利用することを可能とするものであり、情報バリアフリー化が促進されるとともに、情報提供主体においても、単一の媒体による情報提供が可能となり、提供手段の効率化が図られるものと考ええる。

活字をコード化するためのソフト（Microsoft Word用）は、インターネット上（アドレス <http://www.sp-code.com/support/support.html>）で無償で配布されていることから、管下市町村に対して、視覚障害者に対する行政関係等の情報提供サービスにおいても積極的に活用するよう、周知をお願いする。

新イ 聴覚障害者用情報受信装置（現行の「文字放送デコーダー」と入替え）

【性能】

映像、字幕及び手話通訳付き番組並びに災害時の聴覚障害者向け緊急情報等を受信し、かつ地上波放送に字幕及び手話通訳を合成する機能を有するもの

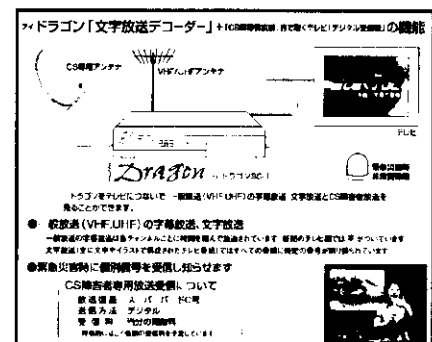
【給付対象者】

聴覚障害児・者のうち必要と認められる者

【基準額】

89,800円

（取付工事費等、機器の設置に当たって派生的に発生する周辺経費は、原則、自己負担。）



本種目は、現行の「文字放送デコーダー」と入替えて給付対象種目に加えるものであるが、申請者が、文字放送を受信するためのチューナー機能のみを有する

ものの給付を希望する場合は、現行の「文字放送デコーダー」に相当する用具を給付して差し支えないものとする。

(2) 廃止種目

以下の種目については、

- ・ 種目取入れから一定年数が経過していること
- ・ 基準額が比較的低廉であり、全額自己負担によることとしても過剰な負担にはならないこと

等を踏まえ、平成15年度より給付対象種目から廃止することとする。

廃止	ア 盲人用タイムスイッチ
	イ 盲人用秤

(3) 給付事務の適正化等

最近では、様々な機能を複合した福祉用具が開発され流通しているが、主たる機能が実施要綱に示すものと合致しているか否かについて十分検討した上で、給付する用具の選定を行うよう、管下市町村に対して周知をお願いする。

また、平成15年度においても、給付実績単価、市場価格の動向等を踏まえた基準単価の改定を行うこととしているので、了知されたい。

6 視覚障害者への情報提供体制の整備について

(1) 聴覚障害者情報提供施設の整備促進

聴覚障害者に対する情報提供体制及びコミュニケーション支援体制の一層の充実を図ることは重要な課題であり、新たな「障害者基本計画」において、聴覚障害者情報提供施設について、全都道府県での整備を促進することとしている。

聴覚障害者の生活の質(QOL)の向上を図る観点から、未だ設置されていない道府県においては、具体的整備計画について早急に検討されたい。

なお、本施設の設置に当たっては、運営主体が社会福祉法人に限定されない第2種社会福祉事業に該当することに鑑み、民法(昭和29年法律第89号)第34条に基づく公益法人等、適切に運営を行うことが可能な主体について広く検討を行うなど、地域の実情に即した効率的・効果的設置に係る検討についても積極的に取り組むようお願いする。

(2) 点字情報ネットワークの改善

社会福祉法人日本盲人会連合が運営主体となり、視覚障害者に対して新聞情報等の提供を実施している「点字情報ネットワーク」について、平成14年度補正予算により、関連機器を今日的なものに見直すとともに、これに附帯するプログラムの開発・導入等の改善を図るための経費について予算措置したところである。

これにより、従前の紙媒体、電話による情報提供に加え、インターネットを通じて、より即時かつ的確な情報の提供を実施することが可能となり、視覚障害者の社会参加の推進に資するものと考えている。

改善のための事業は平成15年度前半までには完了する予定であり、完了後は新たな機器での情報提供が開始されることとなるので、管下市町村に対しては、管内の視覚障害者に対し、本ネットワークの積極的活用について広報するよう周知をお願いする。

7 国際障害者交流センターについて

「国連・障害者の十年」を記念する施設として、大阪府堺市に建設された国際障害者交流センター(愛称：ビッグ・アイ)については、平成13年3月に竣工、同年9月に開館したところである。

この施設は、障害者の「完全参加と平等」の実現を図るシンボリックな施設として、①障害者の国際交流、②重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流活動、③障害者の文化・芸術の発信など、障害者の様々な活動や支援の拠点となるよう施設全体をバリアフリー化し、障害者だけでなくあらゆる人々にとって利用しやすい施設として建設されたものである。

平成15年度においては、引き続き以下の事業を実施する予定であるが、これら事業の実施に当たっては、平成14年度と同様、研修事業の周知、参加者の推薦、調査活動へのご協力等をお願いすることとなるので、ご配慮願いたい。

【平成15年度実施予定事業】

- 1 手話通訳者現任研修等事業
手話通訳に関して、手話通訳士の養成及び資質と技術の向上を図る。
- 2 障害者パソコンボランティア指導者養成事業
障害者にパソコンの使用方法を指導するパソコンボランティアの指導者の養成を行う。
- 3 災害支援ボランティアリーダー養成事業
災害発生時、障害者に対するきめ細かな支援活動に資するよう、救助・支援活動をサポートするボランティアリーダーの養成を行う。
- 4 障害関係福祉情報等提供事業
記念施設において開催される各種行事の開催予定、障害者支援団体に関する情報の提供等を行う。
- 5 障害者芸術・文化活動支援事業
障害者の芸術・文化活動についての調査研究や専門家によるアドバイス等を行い、障害者の芸術・文化活動の充実・振興を図る。
- 6 国際交流事業
海外との交流・協力を目的として、国内外の障害者関係団体の交流等の事業を実施する。

なお、施設概要は以下のとおりであり、障害者関係団体等が行う行事や研修、養護学校における修学旅行等の宿泊先として、積極的にご利用いただけるよう関係者への周知方ご配慮願いたい。

【施設の概要】

1 名称及び愛称

「国際障害者交流センター」（愛称：ビッグ・アイ）

2 所在地

大阪府堺市茶山台1-8-1（泉北ニュータウン泉ヶ丘地区）

（JR新大阪駅から地下鉄御堂筋線・泉北高速鉄道経由で約55分、
泉ヶ丘駅下車徒歩3分）

3 施設規模

地上3階地上1階建（敷地面積 約8,000㎡、延床面積 約12,000㎡）

4 主な施設内容

○多目的ホール

[客席 約1,500席、車椅子利用の場合 約1,000席(うち車椅子席最大約300席)]

○宿泊室 35室（洋室26室、和室6室、和洋室2室、重度障害者対応室1室）

○大・中・小会議室、バリアフリープラザ（情報・相談コーナー）

○レストラン（50席）、駐車場

5 障害者のための特別な機能

○大型映像設備、集団補聴設備、同時通訳設備を設けた多目的ホール

○館内自動音声案内設備

○広い空間を確保したバリアフリー仕様の宿泊室

○文字言語の画面表示・発光・振動機能を有した緊急時にも対応できる館内案内設備

○光点滅式避難誘導設備 等

6 施設の利用予約及び料金等の問合せ先

TEL 072-290-0900

FAX 072-290-0920

URL <http://big-i.jp/>

8 手話通訳技能認定試験について

平成14年度の第14回手話通訳技能認定試験は、平成14年9月に第一次試験が行われ、同年12月に行われた実技試験の結果を合わせて、平成15年3月31日(月)に合格者の発表が行われる予定である。

平成13年度までの認定試験の合格者の累計は、全国で1,117人となっているが、大都市を中心とした地域に偏在する傾向が見られるところである。

また、近年、聴覚障害者が手話通訳を必要とする場面は、教育、医療、司法、福祉、労働などの各分野に広がり、しかも内容は益々複雑・多様化の傾向にある反面、これらに対応できる高度な技術をもつ手話通訳士の数は十分とは言えない状況にある。

このような状況において、今後とも、「障害者社会参加総合推進事業」の「手話通訳者養成・研修等事業」を積極的に活用すること等により、手話通訳技能認定試験の受験を志す者の拡大と資質の向上に積極的に取り組まれるようお願いする。